

慢性期病態別診療報酬試案 留意点

1. 難病

病態区分

(1) - スモン

留意点：必ずしも特定疾患医療受給者証の交付を受けている必要はない。

病態区分

(1) - 特定疾患治療対象疾病（スモンを除く）

留意点：その他の難病とは、スモン、多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病関連疾患以外の疾患で、「特定疾患治療研究事業実施要綱」に定める疾患を指す。また、必ずしも特定疾患医療受給者証の交付を受けている必要はない。

2. 悪性腫瘍 白血病、悪性リンパ腫等は悪性腫瘍に含む

病態区分

(2) - 術後1ヶ月以内の入院（入院後1ヶ月間は ）

留意点：「それに準ずる手術」とは、根治性は認めないものの、腫瘍の大部分を切除した（又はしようとした）場合で相応の手術侵襲を伴う場合を言い、単なるバイパス手術・減圧手術等の姑息手術の場合は算定できない。

(2) - 化学療法治療中

留意点：ここで言う抗悪性腫瘍剤とは、悪性腫瘍病変の増大や転移の抑制、又は延命、症状コントロール等の何らかの臨床的有用性を悪性腫瘍患者において示す薬剤を指し、抗癌剤の他、前述の用途で使用された免疫抑制剤やホルモン製剤等を含む。

(2) - 末期状態（多発性転移等）

留意点：いわゆる「末期状態」とは、多発性転移等を認め現段階で有効な治療法が確立されておらず今後の根治的治癒の見通しが無い悪性腫瘍を罹患した状態。主として緩和ケア中心の治療を行っている状態を言うが、抗悪性腫瘍剤投与の有無は問わない。期間は、おおそ6ヶ月以内。（但し、主治医等が十分それと説明しうる根拠等を示すことが出来る場合は、それ以上の期間でも算定可とする）

(2) - 麻薬使用中

留意点：ここで言う医療用麻薬等とは、WHO's pain ladder に定められる第2段階以上のものを言う。

病態区分

(2) - 術後2ヶ月以内の入院（入院後1ヶ月間は 、以後は ）

- (2) - 悪性疾患に伴う不正出血等処置を伴う状態
- (2) - 術後 1 ヶ月以内の入院 (入院後 2 ヶ月目の 1 ヶ月間)
 留意点 : 悪性腫瘍の根治手術 (又はそれに準ずる手術) を行った日から 1 ヶ月以内の入院後に、医療区分 を算定の上、当該病棟入院後 1 ヶ月を経過後も引き続き入院中の場合は、更に 2 ヶ月間は医療区分 を算定できる

3 . 神経障害

病態区分

- (3) - 脊髄損傷 (完全麻痺)
- (3) - 脳卒中発作発症 (1 ヶ月間)

病態区分

- (3) - 脊髄損傷 (不全麻痺)
- (3) - 意識障害 (JCS -30 以上)
- (3) - 摂食嚥下障害 (嚥下訓練施行者)
 留意点 : 1 看護要員または P T、O T、S T によって経口摂取の訓練が行われている場合に限る
 2 経腸栄養が同時に行われている場合に限る
 3 診療・看護計画が作成されていること
- (3) - 高次脳機能障害
 留意点 : 1 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが上記主要症状 (-2) を欠く者は除外する。
 2 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
 3 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。

4 . 精神障害

病態区分

- (4) - B P S D
 留意点 : 2 0 0 2 国際老年精神学会提示の「最も厄介で対応が困難」とされる心理症状 (妄想、幻覚、誤認、抑うつ気分、不眠、不安)、行動症状 (身体的攻撃、徘徊、不穏) がある状態がみられる時を医療区分 とする。 (1 W)

病態区分

- (4) - 認知症 (以上)

(4) - 統合失調症(投薬中)

(4) - うつ病(治療中)

留意点:「うつ症状」は、以下の7項目のそれぞれについて、うつ症状が初めてみられた日以降において、3日間のうち毎日観察された場合を2点、1日又は2日観察された場合を1点として評価を行う。

- a 否定的な言葉を使った
- b.自分や他者に対する継続した怒り
- c.現実には起こりそうもないことに対する恐れを表現した
- d.健康上の不満を繰り返した
- e.たびたび不安、心配事を訴えた
- f.悲しみ、苦悩、心配した表情
- g.何回も泣いたり涙もろい

本評価によって、3日間における7項目の合計が4点以上であり、かつ、うつ症状に対する治療が行われている場合に限る。

なお、医師を含めた当該病棟(床)の医療従事者により、原因や治療方針等について検討を行い、治療方針に基づき実施したケアの内容について診療録等に記載すること。

(4) - せん妄(治療中)(1W)

留意点:「せん妄の兆候」は、以下の6項目のうち「この7日間は通常の状態と異なる」に該当する項目が1つ以上ある場合、本項目に該当するものとする。

- a 注意がそらされやすい
- b 周囲の環境に関する認識が変化する
- c 支離滅裂な会話が時々ある
- d 落ち着きがない
- e 無気力
- f 認知能力が1日の中で変動する

7日間を限度とし、8日目以降は該当しないものとする。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

5. 感染症

病態区分

(5) - 敗血症

(5) - 重症肺炎

(5) - 多剤耐性感染症(隔離状態)

留意点:従来の「項目18」に「多剤耐性菌」という用語を加えて、院内感染対策の徹底を強調した。隔離解除までに、定期的な細菌培養検査などにより、効果判定が実施されていることが必要。

(5) - 体腔内膿瘍(胸腔・腹腔等)

病態区分

(5) - 肺炎

(5) - 発熱 (38 以上、かつ CRP 5mg/dl) (2W)

留意点：SIRS (感染症が原因とは限らない) の診断基準との重複を避けて、中等度以下の感染症を強く疑わせる簡便な指標として、38 以上の発熱かつ CRP 5mg/dl を基準とした。重症度とは関連しないが、必ずしも単独使用ではなくて、気管切開患者における項目の組み合わせなどでも使用する。

(5) - インフルエンザ・ノロウイルス (2W)

留意点：治療期間は連続 14 日間を限度とする。「治療」とは、初期には原則として、抗菌薬・抗ウイルス薬・抗真菌薬の全身投与が基本となるが、ノロウイルスのように有効な抗ウイルス薬が存在しない場合は、当然対症療法のみになる。また補液のみでも治療の継続とみなされる。各疾患の診断の根拠と治癒の状態を診療録に明示しなければならない。

15 日以降の治療の再開については、現在の医療区分での取り扱いと同様である。

(5) - その他の病原微生物による感染症 (2W)

(5) - 慢性特異性炎症等の治療中 (肺結核等)

6 . 栄養障害

病態区分

(6) - ALB2.5 以下 (2ヶ月間)

病態区分

(6) - ALB3.0 以下 (1ヶ月間)

7 . 代謝異常

病態区分

(7) - 糖尿病性昏睡 (1ヶ月間)

留意点：1ヶ月算定

(7) - 脱水 BUN 50mg/dl 以上かつ (BUN/CRE30 以上) (2W)

病態区分

(7) - 血糖頻回測定

留意点：糖尿病に対するインスリン治療を行っているなどの、1日3回以上の頻回の血糖検査が必要な状態に限る。

(7) - 電解質異常 Na(150 以上、130 以下) または K(6.0 以上 3.0 以下) (1W)

留意点：1週間算定。ただし、一旦非該当となった後、再び同じ状態になったら算定可能。

- (7) - 脱水 BUN 50mg/dl 未満かつ (BUN/CRE30 未満) (1W)

8 . 循環器

病態区分

- (8) - 心筋梗塞発作発症 (1ヶ月間)
(8) - 心不全 高度非代償性心不全 (BNP 1000pg/ml 以上)
留意点 : BNP1000pg/ml 以上の期間
(8) - 術後 循環器疾患術後 (1ヶ月以内の入院で1ヶ月間)
留意点 : 入院後1ヶ月までの期間
(8) - 腎不全 CKD病期ステージ4、5 (透析不能例等)
留意点 : CKD病期ステージ4、5の期間

病態区分

- (8) - 術後 循環器疾患術後 (2ヶ月以内の入院で1ヶ月間)
留意点 : 入院後1ヶ月までの期間
(8) - 心不全 胸水・腹水・心嚢液貯留で治療中
留意点 : 治療中の期間
(8) - 心不全 中度非代償性心不全 (BNP500pg/ml 以上)
留意点 : BNP500pg/ml 以上の期間
(8) - 不整脈 危険不整脈 (頻脈・徐脈不整脈の治療中)
留意点 : 治療中の期間
(8) - 高血圧 悪性高血圧
留意点 : 悪性高血圧の治療期間
(8) - 人工血液透析中
留意点 : 人工血液透析を行っている期間
(8) - 腎不全 CKD病期ステージ3
留意点 : CKD病期ステージ3 (推算GFR 30以上、60未満)の期間

9 . 呼吸器

病態区分

- (9) - 人工呼吸器を使用
留意点 : 診療報酬の算定方法の別表第一第2章第9部の「J045 人工呼吸」の「5時間を越えた場合 (1日につき)」を算定している場合に限る。
(9) - 呼吸器疾患術後 (1ヶ月以内の入院で1ヶ月間)
留意点 : 入院後1ヶ月までの期間
(9) - 喘息重積発作 (1W)
(9) - 喀血 (2W)
(9) - 酸素投与 (SPo2 90%以下又はPaO2 60%以下)
留意点 : 酸素非投与下において、安静時、睡眠時、運動負荷のいずれかで

動脈血酸素飽和度が 90%以下となる状態であって、酸素療法下では動脈血酸素飽和度に応じて酸素投与量を適切に調整している状態。

なお、毎月末において当該酸素療法を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。

病態区分

- (9) - 気管切開
- (9) - 呼吸器疾患術後（術後 2 ヶ月以内の入院で 1 ヶ月間）
留意点：入院後 1 ヶ月までの期間
- (9) - COPD（COPD の重症度分類 度以上又はヒュージョーンズ分類 度以上）

10. 消化器

病態区分

- (10) - 急性腹症（急性胆嚢炎・急性膵炎他）
- (10) - イレウスの状態
- (10) - 消化器疾患術後（術後 1 ヶ月以内の入院で 1 ヶ月間）
留意点：入院後 1 ヶ月までの期間
- (10) - 肝不全 肝不全（Child-Pugh 分類 C）
- (10) - 中心静脈栄養
留意点：本項目でいう中心静脈栄養とは、消化器機能不全、悪性腫瘍等のため消化管からの栄養摂取が困難な場合に行うものに限るものとし、単に末梢血管確保が困難であるために行うものはこれに含まれない。ただし、経管栄養のみでカロリー不足の場合については、離脱についての計画を作成し実施している場合に限り、経管栄養との一部併用の場合も該当するものとする。

病態区分

- (10) - 消化管出血（吐血・下血等）(2 W)
留意点：本項目でいう消化管等の体内からの出血が反復継続している状態とは、例えば、黒色便、コーヒー残渣様嘔吐、喀血、痔核を除く持続性の便潜血が認められる状態をいう。
出血を認めた日から 14 日間まで、本項目に該当するものとする。
- (10) - 消化器疾患術後（術後 2 ヶ月以内の入院で 1 ヶ月間）
留意点：入院後 1 ヶ月までの期間
- (10) - 肝不全（Child-Pugh 分類 B）

11. 皮膚・軟部組織

病態区分

(11) - 褥瘡 度以上

留意点：治療期間に限りは設定しない。

(11) - 広範囲皮膚疾患(熱傷含む)

(11) - 外瘻(ドレーン法または胸腔若しくは腹腔の洗浄)

留意点：胸腔または腹腔のドレーン又は洗浄を実施しているものに限る。

病態区分

(11) - 褥瘡 ~ 度

留意点：部位、大きさ、深度等の褥瘡の程度について診療録に記載し、それぞれについての治療計画を立て治療を実施している場合に該当するものとする。

(11) - 中範囲皮膚疾患(熱傷含む)

(11) - 皮膚外傷・創傷・皮膚壊疽

留意点：「項目 32 (末梢循環障害における開放創に対する治療)」、「項目 37 (創傷・皮膚潰瘍・下腿もしくは足部の蜂巣炎・膿等の感染症に対する治療)」の項はそのまま適用。

感染症の項と重複させないこと。(いわゆる「深在性皮膚感染症」の一部もこれに相当するが、尋常性毛そう、フルンケル、ルブンケル、爪囲炎、ひょう疽、感染粉瘤などは除外。)

(11) - 外瘻(人工肛門、膀胱瘻 等)

留意点：大腸人工肛門については従来通り(区分1)であるが、通常の胃瘻(PEG)や経鼻胃管とは異なり、水分管理やチューブ管理などにおいて特別な対応を必要とする外瘻についてのあらたな項目を設定。

(例)「空腸瘻」、「回腸瘻」、「食道瘻(PTEG)」など

(11) - 疥癬

留意点：ヒゼンダニが原因である疥癬は、伝染性・難治性の皮膚感染症であり、特殊な外用剤・内服薬・院内対策が必要である。あらたに独立した項目を作成した。

(11) - 水疱・膿疱・炎症性角化症等

留意点：皮膚疾患の中には、外用剤のみでは難治性のもの・治療抵抗性のもの、複雑な創傷処置を必要とするもの、時にステロイド剤や免疫抑制剤の全身投与が必要なものが存在する。

12. リハビリ

病態区分

- (12) - 脳血管障害発症1ヶ月以内(入院して1ヶ月間)
留意点：発症日から1ヶ月以内の入院に限る。そして、入院後1ヶ月の期間
- (12) - 四肢および体幹骨折発症(1ヶ月間)

病態区分

- (12) - 脳血管障害発症2ヶ月以内(入院して1ヶ月間)
留意点：発症日から2ヶ月以内の入院に限る。そして、入院後1ヶ月の期間
- (12) - 四肢および体幹骨折1ヶ月以内(入院して1ヶ月間)
留意点：発症日から1ヶ月以内の入院に限る。そして、入院後1ヶ月の期間
- (12) - 廃用症候群発症1ヶ月以内(入院して1ヶ月間)
留意点：発症日から1ヶ月以内の入院に限る。そして、入院後1ヶ月の期間
- (12) - 心血管大血管リハ施行開始1ヶ月間
留意点：心大血管リハビリテーション施行開始1ヶ月の期間
- (12) - 呼吸器リハ施行開始1ヶ月間
留意点：呼吸器リハビリテーション施行開始1ヶ月の期間

13. その他

病態区分

- (13) - 凝固系機能不全DIC

病態区分

- (13) - 高度貧血(Hb 7g/ml以下) (2W)
- (13) - 関節リウマチ等の膠原病等で治療中(難病を除く)